



6月1日は人権擁護委員の日

6月1日は人権擁護委員法が施行された日で、全国人権擁護委員連合会が定める「人権擁護委員の日」です。人権は、人間が幸福な人生を送るために最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、互いに人権を守り、明るい社会をつくるのが大切です。人権擁護委員は、人権に関する問題などの相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 阿久比町の人権擁護委員**
 (令和3年4月1日現在・敬称略)
- ▽ 有末和彦(宮津山田)
 - ▽ 平井由紀子(草木)
 - ▽ 新海伸誓(矢口)
 - ▽ 河合純子(板山)

人権特設相談所の開設
 阿久比地区の人権擁護委員が相談員として、相談所を設けます。ご利用ください。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。
■日時 6月3日(木)午後1時～午後4時
■会場 中央公民館3階308号室
■問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111(内1121)

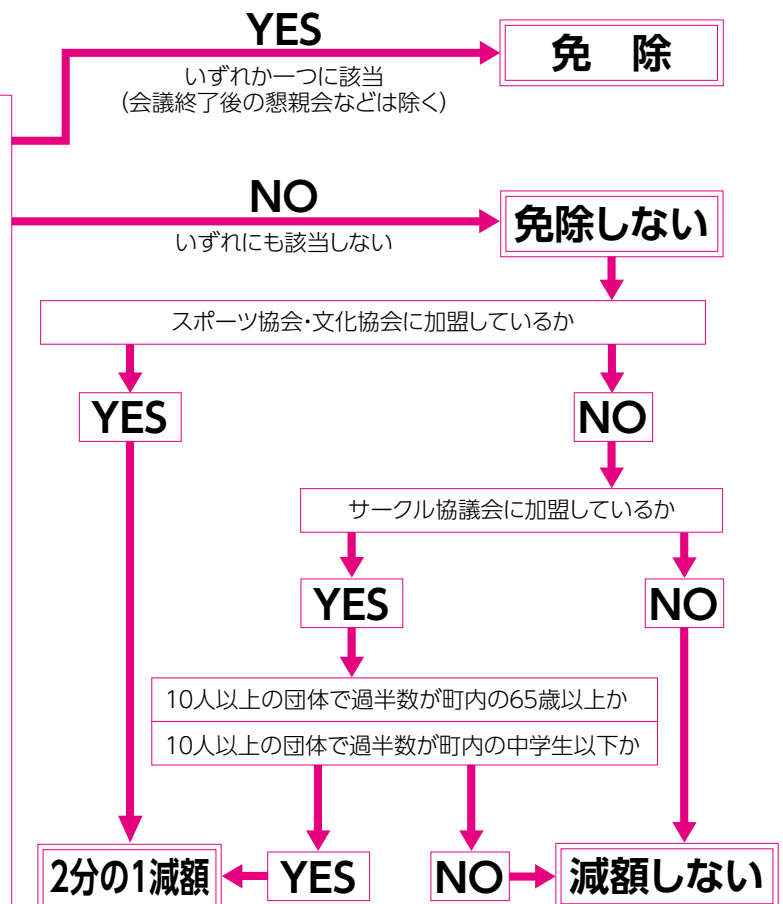
施設使用料減免申請を受け付けます

令和3年10月使用分からの施設使用料減免申請を受け付けています。減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類(会員名簿、会則、決算書または予算書)を添えて、5月28日(金)までに団体を所管する課へ提出してください。



判定シート

- ① 国、県、町・町の機関が使用するとき
- ② 町・町の機関が主催または共催するとき
- ③ 町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
- ④ 大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
- ⑤ 町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑥ 社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑦ 町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
- ⑧ スポーツ協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑨ スポーツ協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき



※ 新たに免除・減額を希望する団体は、スポーツ協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)
 ※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。
 冷暖房費・多目的ホールの設備は免除団体については免除しますが、そのほかの団体は徴収します。

■問い合わせ先 政策協働課企画政策係 ☎(48) 1111(内1310・1311)

